

令和２年度第３回大磯町文化財専門委員会議 議事録

１．日 時 令和２年１２月４日（金）
開会時間／午後２時 閉会時間／午後３時

２．場 所 大磯町役場 本庁舎 ４階 第２委員会室

３．出席者 薄井 和男／委員長
田尾 誠敏／副委員長
山崎 祐子／委員
小澤 朝江／委員
細 井 守／委員

佐川 和裕／歴史・文化担当参事
波多野昭雄／生涯学習課課長
北水 慶一／生涯学習課副課長

４．傍聴者 なし

（ 開 会 ）

- ・会議成立の確認
- ・会議公開の確認
- ・傍聴者有無確認
- ・資料の確認

５．前回会議録の確認
異議はなかった。

６．議事

議題（１）令和２年度文化財関連事業の進捗状況について

事務局から資料をもとに説明を行った。

〔説明の要点〕

- ・町指定天然記念物の高麗ホルトノキについては所有者の変更手続きが完了したので、町指定文化財保存管理奨励交付金を交付した。
- ・町文化財利活用奨励交付金を申請のあった日本基督教団 大磯教会、大磯御船祭保存会、西長院の３団体に交付した。
- ・町指定天然記念物の高麗ホルトノキの根元からミズキが生え、ホルトノキの生長を妨げる恐れがあるため、伐採手続きを進めている。修理補助金の交付を予定している。

- ・例年、大磯町左義長保存会、国府祭保存会、西小磯西子ども育成会に国・県指定文化財保存修理等補助金を交付しているが、本年度は祭りが公開されないため、補助金申請を取り消した。
- ・御船祭の南濱船山車の裾幕、太鼓の修繕に対して、大磯御船祭山車等修理補助金を交付した。事業が完了したため実績報告書が提出された。
- ・県指定天然記念物の大磯高麗山の自然林の指定範囲で、南斜面の住宅隣接部分に危険木が10本あり、伐採が予定されている。

質疑応答は以下のとおり

- (委 員) 大磯御船祭船山車等修理補助金で、大磯町コミュニティ助成事業とはどういうものか。
- (事務局) 町も要綱を制定して事務を進めているが、宝くじの受託事業収入が財源となっている補助金である。町から一般財団法人団体に申請し、補助金を交付していただいている。
- (委 員) 町文化財利活用奨励交付金交付事業の日本基督教団大磯教会門柱及び塀の修復で、側壁にはつりがあったようだが、事故等があったのか。
- (事務局) 詳細は不明だが、事故等があったことはうかがっていない。確認のうえ回答する。
- (委 員) 日本基督教団大磯教会門柱及び塀の修復は、教会から相談があったものか、それとも、町が調査をした結果により実施したものか。
- (事務局) 教会から補助金について相談があり、対応したものである。
- (委 員) 高麗ホルトノキの根元に生えているミズキの大きさはどのくらいか。
- (事務局) 2.5～3.0mくらいの高さである。幹回りも太くないが、今後、生長するとホルトノキの樹勢に影響が出る恐れがある。
- (委 員) 白岩神社祭礼の補助金は祭礼があれば交付するということか。公開を原則に補助金が交付されるが、コロナ禍で公開しない場合でも町は交付をするのか考え方をうかがいたい。
- (事務局) 県の補助金は公開が原則となっている。町の補助金交付の目的は公開とともに後継者の育成の意味合いが含まれている。
- (事務局) 白岩神社の祭礼は特殊な神事が残る。非公開の場合でもあっても本殿のどこからでも祭りの様子がうかがえる。ただし、代替わりが進み、どちらかというと後継者の育成の意味合いが強くなってきていることから実施を検討されているのではないか。
- (委 員) 行事を継続していくためには、町の支援が必要だと思う。是非、進めていただきたい。
- (委 員) 昨年、祭礼の様子を見学した。外から見える状況であった。衣装もしっかりしており、非公開というにはかわいそうかと思った。

議題（２）町指定有形文化財の指定について（答申）

1 町指定有形文化財 滄浪閣の指定事項変更答申書について

事務局から資料の説明を行った。

〔説明の要点〕

- ・変更する事項は次のとおり、
- (1) 指定文化財の名称及び数量

滄浪閣（伊藤博文邸宅跡 旧李王家別邸）6棟 附 杉戸絵 4枚

→旧滄浪閣（伊藤博文邸宅跡 旧李王家別邸）5棟 附 敷地 1筆 杉戸絵 4枚

(2) 指定範囲の変更

6棟：(旧)ホール棟、洋室棟、和室棟、玄関・事務棟、(旧)調理・配膳棟、(旧)侍女棟

→5棟：洋室棟、和室棟、玄関・事務棟、(旧)調理・配膳棟、(旧)侍女棟

現指定範囲に含まれていない洋室棟、和室棟のポーチを含む。

(3) 作成者

設計者 中村與資平、施工者 多田工務店

→設計者 中村與資平（推定）、施工者 多田工務店

- ・名称に関して、現指定名称である「滄浪閣（伊藤博文邸宅跡 旧李王家別邸）」から、本申請で提示された、明治記念大磯邸園の活用名称である「旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）」へ変更することに異論はない。ただし、現存する主屋の建築年代が伊藤博文存命時ではなく、旧李王家所有時代であるため、旧李王家別邸を主、旧伊藤博文邸宅跡を従とする名称が相応しいと考える。また、指定名称に敷地を付すことは、文化財的に意義がある。
- ・建物の指定範囲に関して、調査によって判明した旧李王家別邸の当初材が現存する洋室棟、和室棟のポーチを指定範囲に含める一方で、ホール棟は昭和27年(1952)～28年(1953)の建築で、指定名称にある旧李王家別邸とは無関係であるため、範囲から除くことは妥当と言える。
- ・設計者に関しては、中村與資平を結びつける資料が残っておらず確定とは言いきれない。
- ・以上のことから、指定事項の変更はいずれも妥当であると認められる。

答申書（案）に対する質疑はなし。採決に移り、賛成多数で承認いただく。

2 旧ホテル滄浪閣 ホール棟の町指定有形文化財指定

事務局から資料の説明を行った。

〔説明の要点〕

- ・旧ホテル滄浪閣ホール棟は、昭和27年(1952)～28年(1953)の間に駐留軍関係者向けの保養施設として新築されたものであり、大磯の戦後史を物語る貴重な建築である。
- ・シャープな水平庇や湾曲した大型ガラス窓等にモダニズムの特徴を顕著に示す一方、1階内部は社交空間らしい木部を活かした落ち着いた内装で、建築当初の機能をよく示す。
- ・伊藤博文が命名した「滄浪閣」の名を継承した宿泊施設の一部として、昭和40年代以降は中華料理店に用いられ、平成19年(2007)まで長く町民に親しまれてきた。
- ・東海道沿いに展開する別荘建築群の中で象徴的な存在であると共に、松並木と一体となって大磯町の歴史的景観に寄与してきた。
- ・前身となる李王家別邸当時の建築ではないものの、竣工から既に60年以上経過しており、文化財建造物として評価可能とされる建築後50年以上という条件を満たしている。
- ・以上の観点から、旧ホテル滄浪閣 ホール棟は、大磯町指定有形文化財に指定すべきであると認められる。

(委 員) すごく良い建物であるが、復元ができるか。

(委 員) 外観写真もあるし、庇の痕跡は壁の中に入っているが解体によって現れてくると思う。

(委 員) カッコいい建物である。国道1号沿いで復元されれば目立つと思う。

答申書(案)に対する質疑はなし。採決に移り、賛成多数で承認いただく。

議題(4) その他

次回の文化財専門委員会議の日程について

- ・令和3年3月12日(金)に開催予定。

(閉 会)